

## 船橋市都市計画提案制度手続要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、都市計画法（昭和43年法律第100号。以下「法」という。）第21条の2第1項又は第2項の規定による提案（以下「計画提案」という。）の手続等に関し、必要な事項を定めるものとする。

(計画提案を行おうとするものの責務)

第2条 計画提案を行おうとするものは、当該計画提案に係る都市計画の素案（法第21条の2第1項又は第2項の都市計画の素案をいう。以下同じ。）について、市に事前に相談するよう努めなければならない。

2 計画提案を行おうとするものは、当該計画提案に係る都市計画の素案について土地所有者等（法第21条の2第1項の土地所有者等をいう。以下同じ。）及び当該計画提案に係る区域の周辺住民等（以下「周辺住民等」という。）に十分な説明を行い、理解を得るよう努めなければならない。

(市の責務)

第3条 市は、前条第1項の相談があったときは、当該都市計画の素案の内容、計画提案の手続等について助言及び指導を行うものとする。

(提出書類等)

第4条 計画提案を行おうとするものは、法令に定めるものの他、次に掲げる書類等を市に提出するものとする。

- (1) 都市計画提案書(第1号様式)
- (2) 土地所有者等の権利者及び同意者一覧表(第2号様式)
- (3) 周辺環境等への検討に関する資料(第4号様式)
- (4) 土地所有者等の権利者及び周辺住民等への説明に関する資料(第5号様式等)
- (5) その他提案内容の説明のために必要と思われる資料

(土地所有者等の権利者の同意)

第5条 法第21条の2第3項第2号に規定される「3分の2以上の同意」の確認は次によるものとする。

- (1) 同意書は、土地1筆ごとに権利名、権利者の住所、氏名、連絡先、同意日を明記し捺印するものとし、第3号様式により作成する。また、必要に応じて捺印は実印とし、印鑑登録証明書を添付するものとする。

- (2) 当該土地の権利関係を明らかにするため、すべての土地及び建物に関する登記事項証明書、公図の写し（いずれも交付後3ヶ月以内のもの）を添付するものとする。ただし、建物の登記事項証明書については、建物の所有を目的とした地上権、又は賃借権（臨時設備その他一時使用のため設定していることが明らかなものを除く。）が設定されている場合に限る。

（判断の基準）

第6条 法第21条の3の規定による判断は、次に掲げる基準により総合的に行うものとする。

- (1) 関係する法律、条例、規則、要綱、方針、プラン等に則していること。
- (2) 「船橋市都市計画マスタープラン」等市のまちづくりに関する方針に適合するものであること。
- (3) 土地所有者等の権利者及び周辺住民等への説明が適切かつ十分に行われていること。
- (4) 周辺住民等のおおむねの理解が得られていること。
- (5) 周辺環境等への配慮が十分にされていること。

（委員会の設置）

第7条 市長は、提出された計画提案が第6条に規定する基準に適合するかを判断するため、船橋市都市計画提案評議委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

2 委員会の組織及び運営に関する事項は、別に定めるものとする。

（判断のための意見聴取）

第8条 市長は、計画提案が行われたときは、法第21条の3の規定による判断をするため、委員会の意見を徴するものとする。

（都市計画の決定をしない場合の通知）

第9条 法第21条の5第1項の規定による通知は、「船橋都市計画の決定（変更）に関する提案を決定しないことについて（通知）」（第6号様式）により行うものとする。

附 則

この要綱は、平成19年8月10日から施行する。

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

# 都市計画提案書

船橋市長 あて

氏名(団体名) \_\_\_\_\_ 印

住 所 \_\_\_\_\_

電話番号 \_\_\_\_\_

都市計画法第21条の2の規定に基づき、下記のとおり都市計画の提案をします。  
また、本提案書に添付する書類が事実と相違ないことを申し添えます。

## <提案内容>

都市計画の種類			
名称		位置	
区域		面積	m <sup>2</sup>
都市計画の内容			
提案理由			

- 備考
- 1) 「名称」には、都市計画事業名、路線名等を記載して下さい。
  - 2) 「区域」には、提案しようとする区域の地番を記載して下さい。
  - 3) 「都市計画の内容」には、都市計画の種類ごとの定めなければならない事項を具体的に記載して下さい。
  - 4) 「提案理由」には、まちづくりの観点からの必要性、位置・規模・区域等の妥当性等について具体的に記載して下さい。
  - 5) 押印は実印とし、「印鑑登録証明書」を添付して下さい。

## 土地所有者等の権利者及び同意者一覧表

## &lt;土地所有者等一覧表&gt;

地番	面積	権利者氏名	権利者住所	権利種類	持分	同意有無
小計	土地所有者	m <sup>2</sup>	人			
	借地権者	m <sup>2</sup>	人			
	合計	m <sup>2</sup>	人			

- 備考 1) 土地の所有権、建物の所有を目的とした地上権、賃借権（臨時設備その他一時使用のため設定されていることが明らかなものを除く）を一筆ごとに記載して下さい。
- 2) 全ての土地及び建物に関する「全部事項証明書」、「公図」を添付して下さい。
- 3) 所有権と地上権が一筆に存在する場合や共有名義等は、別々に記載して下さい。
- 4) 「権利種類」には、借地権の場合は地上権か賃借権の別を記載して下さい。
- 5) 「持分」には、共有名義の場合の権利持分を記載して下さい。

## &lt;同意率（人数）&gt;

	所有者等の人数（a）	同意者数（b）	同意率（b/a）
土地所有者			
借地権者			
合計			

## &lt;同意率（地積）&gt;

	土地の面積（c）	同意面積（d）	同意率（d/c）
土地所有者			
借地権者			
合計			

(第3号様式)

## 土地所有者等の権利者の同意書

提案者氏名(団体名) \_\_\_\_\_ 様

氏名(団体名) \_\_\_\_\_ 印

住 所 \_\_\_\_\_

電話番号 \_\_\_\_\_

私は、都市計画法第21条の2の規定により船橋市に提案される都市計画の素案について、素案の対象となる下記の土地所有者等として同意します。

年 月 日

地番	面積	権利の種類	持分

- 備考 1) 「氏名」は、原則として自署して下さい。
- 2) 「権利の種類」が借地権の場合は、地上権か賃借権の別を記載して下さい。
- 3) 市から提案者への指示により、押印は実印とし、印鑑登録証明書が必要な場合があります。

(第4号様式)

年 月 日

## 周辺環境等への検討に関する資料

周辺市街地に与える影響について	
地域コミュニティに与える影響について (学区等)	
日照について	
交通について	
景観について	
その他大気、水質、土壌、騒音、振動、地盤沈下、悪臭、自然環境への影響などについて	

備考 検討した結果、配慮した事項等が確認できる資料等を添付して下さい。

(第5号様式)

年 月 日

土地所有者等の権利者及び周辺住民等への説明に関する資料

説明会等の開催状況	日時	
	会場	
	周知方法	
参加者の意見及び提案者の回答		
その他		

備考 参加者名簿、配布資料、会議録等を貼付して下さい。

(第6号様式)

第 号  
月 月 日

(提案者氏名) 様

船橋市長

船橋都市計画の決定(変更)に関する提案を決定しないことについて(通知)

先にご提案いただきました都市計画の決定(変更)に関し、船橋市都市計画提案制度手続要綱第6条の規定により評議いたしました。下記の理由により都市計画の決定(変更)には到りませんでしたので通知いたします。

なお、今後とも本市の都市計画行政へご協力いただきたく、よろしくお願い申し上げます。

記

<提案を決定しない理由>

この処分に不服がある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、市長に対して審査請求をすることができます。

処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、市を被告として(訴訟において市を代表する者は、市長となります。)提起することができます。ただし、審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に提起することができます。

(問合せ先)船橋市都市計画部都市計画課

TEL 047-436-2524

FAX 047-436-2544